

評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

令和2年12月25日

公益財団法人 日本国際問題研究所

国研規則第12号  
平成23年10月12日制定  
改正平成24年3月15日  
改正令和2年07月25日  
改正令和2年12月25日

## 評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本国際問題研究所（以下「本研究所」という。）の定款（以下「定款」という。）第13条及び第29条の規定に基づき、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、本条各項に定めるところによる。

2. 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本研究所を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
4. 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
5. 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

#### 第3条

役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 評議員の報酬は、別表1に基づき支給する。
3. 役員に対して支給することができる報酬等の総額は、各年度毎に5千万円を限度とする。
4. 常勤役員の報酬は、本俸、調整手当、通勤手当及び賞与とする。
5. 常勤役員の本俸は、月額とし、別表2に基づき支給する。
6. 非常勤役員の報酬は、別表3に基づき支給する

(通勤手当)

第4条

通勤手当は、最も経済的な本研究所までの通勤に要する6ヶ月通勤定期の額を基準として毎月毎に支給する。

(調整手当)

第5条

調整手当は、常勤役員の本俸月額に100分の8を乗じて得た額を支給する。

(賞与)

第6条

賞与は、6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日以内に支給する。

2. 賞与の額は、国家公務員に支給される賞与に準じた額を支給する。ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じた額とする。

|                |          |
|----------------|----------|
| (イ) 6ヶ月        | 100分の100 |
| (ロ) 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 100分の80  |
| (ハ) 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 100分の60  |
| (ニ) 3ヶ月未満      | 100分の30  |

(退職手当)

第7条

常勤役員が退職し又は死亡した場合には、つぎの各号に規定する算出方法によって得られた額の合計額(100円未満切捨)を退職手当として支給する。

- (イ) 本俸月額に在職年数を乗じて得た額。
- (ロ) 在職期間に1年未満の端数があるときは、本俸月額に在職月数を乗じて得た額を12で除した額。
- (ハ) 1ヶ月に満たない端数を生じたときは1ヶ月とする。

2. 在職期間が1年未満で退職し、又は死亡した者には退職手当を支給しない。

3. 退職手当は、所得税法その他法令により控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職手当の割増)

#### 第8条

在職期間が10年を超えた者に対する退職手当の額は、第7条第1項に規定する算出方法によって得た額にその100分の10の割合を乗じて得た額に相当する金額を加算することができる。

(退職手当の支給制限)

#### 第9条

常勤役員が解任された場合には、退職手当を支給しない。

(費用の弁償)

#### 第10条

役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2. 費用の弁償の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
3. 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

#### 第11条

本研究所は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(実施規定)

#### 第12条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

#### 第13条

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附則

平成24年3月15日改正

令和2年7月25日改正

令和2年12月25日改正

別表1 評議員の報酬

|     |               |
|-----|---------------|
| 役職  | (評議員会出席一回あたり) |
| 評議員 | 5千円           |

別表2

常勤役員の本俸月額

|      |          |
|------|----------|
| 理事長  | 月 60.4万円 |
| 専務理事 | 月 44.2万円 |
| 常務理事 | 月 39.3万円 |

別表3

非常勤役員の報酬

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 役職      | (理事会・評議員会、出席一回あたり) |
| 理事(非常勤) | 5千円                |
| 監事(非常勤) | 5千円                |